

平成 27 年度三重県認知症対応型サービス事業管理者研修（第 2 回）のご案内

1 研修の目的

認知症対応型サービス事業の管理者となる方が、事業所を管理・運営していく上で必要な知識等を身につけることにより介護サービスの質の向上を図ります。

2 実施主体

三重県（なお、研修の実施については一般社団法人明慎福祉会へ委託します。）

3 研修の対象者

次の介護保険事業所の管理者または管理者の職に就任予定の方であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧痴呆介護実務者研修基礎課程を含む）を修了している方で、事業所所在地の保険者が推薦する方。

- （1）指定認知症対応型通所介護事業所（デイサービス）
- （2）指定小規模多機能型居宅介護事業所
- （3）指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
- （4）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

4 研修の内容及び日程（別添カリキュラム参照）

平成 28 年 2 月 23 日（火） 9 時 25 分～16 時 30 分

（受付：9 時 10 分から 9 時 25 分まで）

2 月 24 日（水） 9 時 30 分～16 時 30 分

5 講義会場

三重県総合文化センター 男女共同参画センター 2 階 セミナー室 A

津市一身田上津部田 1234 番地

6 定 員 60 名程度

7 受講料 2,500 円

県が受講決定者に送付する受講申請書に三重県収入証紙を貼付のうえ、郵送ください。

なお、研修開始時に受講申請書の提出が確認できない場合には受講をお断りすることがあります。）

8 申込方法

事業所代表者の方は、所在地の保険者（市町または介護保険広域連合の介護保険担当課）へ別紙「受講申込書」により対象者を推薦ください。受講申込の際、1,000 字以内のレポートを提出していただきます（テーマは別紙受講申込書をご確認ください。また、レポートは必ず受講対象者が作成してください）。

※ 必ず保険者の指定する申込締切日を厳守願います。

※ 申込みのない方の受講はできません。

9 事業所代表者の方へ

- ・必ず全日程に参加できる方を推薦してください。
- ・研修に支障または他の受講者に迷惑となる行為を行った方は、退室または修了を認めない場合があります。

- ・研修中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードにさせていただきます。受講生への連絡等は緊急時を除き、休憩時間等に行っていただくようお願いいたします。
- ・やむを得ず受講を辞退または欠席する場合は、事業所代表者の方が辞退届、欠席届を提出してください。

10 受講決定

受講決定通知を平成 28 年 1 月 29 日（金）までに受講対象者の所属する事業所へ発送いたします。なお、申込者が多数の場合は、就任予定日等を考慮し保険者と協議のうえ決定します。

11 受講に際してのご案内

- ・出席簿を毎日つけていただきますので、印鑑をご用意ください。
- ・必ず全日程に出席ください。欠席・遅刻があった場合、修了証書は交付されませんが、公共交通機関の遅延による遅刻の場合は対応を検討しますので、必ず遅延証明書の交付を受けてください。
- ・食事は各自でご用意ください。昼休みは 1 時間程度しかありませんのでご注意ください。
- ・研修修了 1 ヶ月後に、研修の効果を確認するとともに今後の研修運営に役立てるため、修了後の自己評価及び修了後の変化についてのレポートを提出していただきます。

12 ご注意

この研修は、平成 24 年 3 月 16 日付け老高発 0316 第 2 号・老振発 0316 第 2 号・老老発 0316 第 6 号、厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修です。

また、本研修の受講に際しては、認知症介護実践研修「実践者研修」（旧痴呆介護実務者研修基礎課程を含む）の修了者であることが条件となります。平成 27 年 11 月 11 日から平成 28 年 1 月 20 日まで実施している平成 27 年度三重県認知症介護実践研修「実践者研修」（第 3 回）を受講されている方も申し込みはできますが、研修を修了できなかった場合、本研修は受講できません（申し込みは取り消されます）ので、ご了承ください。

（問い合わせ先）

三重県健康福祉部長寿介護課

介護・福祉班 小椋

電話 (059) 224-3327